

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・M&A補助金（事業承継促進枠）15次公募 「認定経営革新等支援機関による確認書」発行にかかる手続きについて

大阪商工会議所

大阪商工会議所は中小企業生産性革命推進事業 事業承継・M&A補助金（事業承継促進枠）15次公募申請の相談並びに「認定経営革新等支援機関による確認書」（以下、確認書）の発行を下記要領にて実施します。

相談・確認書発行は **2社限定、予約制・先着順で、定数に達し次第、受付を終了します。**（大阪商工会議所2階経営相談室のみで対応します）

※事前に必ず、事業承継・M&A補助金事務局 HP (<https://shoukei-mahojokin.go.jp/>) に掲載の公募要領をご覧ください、公募内容を把握するとともに要件に該当するかをご確認ください。なお、申請受付期間は **2026年6月19日（金）～2026年7月24日（金）17:00** です。

1. 相談ならびに確認書発行の対象（①～⑥のすべてを満たす必要があります）

- ①大阪商工会議所の会員事業者
- ②大阪府内の中小企業・小規模事業者等
- ③同補助事業の主たる実施の場所が大阪府内
- ④「gBizIDプライム」アカウント (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) を取得済み
- ⑤同補助金の電子申請フォームに事業計画内容など必要事項を入力している
- ⑥同補助金にかかる事業計画の策定に関する **アドバイスと確認書発行**の双方を希望（片方のみの受付はいたしかねます）

2. 相談について **※作成作業、作成代行は一切行いません。**

事前に作成された事業計画に対し、2回を限度にアドバイスをを行います。

（1回目7月3日（金）、2回目を7月17日（金）までに相談をお願いします）

3. 相談ならびに確認書発行の申し込みから確認書発行まで

- 1) **相談申込書と確認書発行申込書**をダウンロードし、**FAX（06-4791-0444）**にてご送付ください。
内容を確認後、電話で日程調整等の連絡をいたします。
※先着順で2社に達し次第、受付を終了します。
- 2) 相談（2回まで） **※下記書類をご持参願います。**
 - ①プリントアウトした電子申請フォーム画面
 - ②交付申請書（別紙）
 - ③事業承継計画表（同一ファイル内に事業承継計画書（骨子）、承継予定者の主導により取り組むことが確認できる、補助事業の実施体制図、HD承継の場合に必要な様式等を含む）
 - ④直近3期分の確定申告書と決算書コピー（申請に必要な部分）
 - ⑤履歴事項全部証明書のコピー（法人のみ、発行から3カ月以内のもの）
 - ⑥加点事由に該当する場合は、該当することを証する書類のコピー
- 3) 大阪商工会議所から電話等での追加確認
- 4) 確認書の発行

4. 注意事項

- ・大阪商工会議所の確認書発行は、補助金の採択を保証するものではありません。
- ・所定の事項が確認できない場合、大阪商工会議所の判断で確認書を発行しないことがあります。

5. その他

有料で申請書類作成支援を希望される場合は、下記HPより検索、依頼することができます。

- ・認定経営革新等支援機関検索システム (https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea)
- ・大阪商工会議所の会員サムライ業を掲載した「大阪サムライ検索ウェブ」 (<https://www.osaka.cci.or.jp/samurai/>) で、認定経営革新等支援機関である士業を選んで依頼

【本件問い合わせ】大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 TEL:06-6944-6472 FAX:06-4791-0444